

基準の解説書（仮称）の骨子案

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■運動スペース分離型飼養等（ケージ飼育等）を行う際のケージ等の基準

＜寝床や休息場所となるケージ＞

- ・犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
- ・猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- ・複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

＜運動スペース＞

- ・下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

■運動スペース一体型飼養等（平飼い等）を行う際のケージ等の基準

- ・犬：床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）、複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分）と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。

※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。

- ・猫：床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの面積以上×頭数分）と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。

※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。

- ・繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）。

趣旨

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。犬猫のケージ等については、閉じ込め型の飼養を防ぐとともに、自治体職員が現場で設備を確認する際に、品種等による個体のサイズの違いがあっても統一的な考え方で客観的にチェックしやすく、事業者側も確保すべき設備の大きさを理解しやすい基準とするという観点から、個体の体長と体高を元にした比率で大きさを計算する基準としている。

施設の状況に応じ、寝床や休息場所となるケージと運動をさせるスペースを分離するタイプを【運動スペース分離型（ケージ飼育等）】（以下「分離型」という。）、寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（おり・ケージ等）のタイプを【運動スペース一体型（平飼い等）】（以下「一体型」という。）として、それぞれの基準が数値で規定された。また、長期間分離型で飼養する場合は、閉じ込め型の飼養を防ぐため、運動スペースの面積も同様の考え

方で規定し、さらに常に使用できる状態の維持と運動時間の確保が義務化された。

チェックポイント

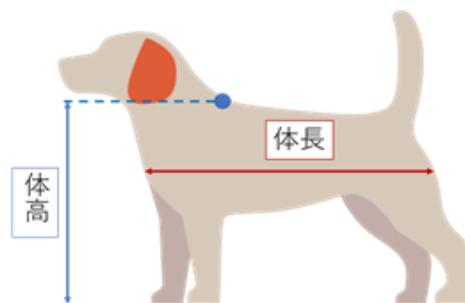
- 飼養施設の犬猫のケージ等は分離型の基準を満たすか（分離型の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要があるケージ等の基準）。
- 飼養期間が長期間にわたる場合（長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業）は以下の○のどちらかに該当しているか。
 - 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型と同一以上の運動スペースが設けられており、常時運動に利用可能な状態で維持管理されている。
- * 顧客の動物を預かる形態である保管業、訓練業は、基本的に短期間の飼養が想定されるため、一般的な業形態であれば、運動スペースの設置は不要。
- ※ 傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的な判断が可能な場合は上記の例外となる。

解説

<体長・体高とは>

体長は「胸骨端から坐骨端までの長さ」、体高は「地面からキ甲部までの垂直距離」のことを指す。

図表 1 体長・体高イメージ



<「ケージ等」とは>

動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備を指す。そのため、いわゆるケージそのものだけでなく、平飼いの施設や運動スペースの外周を囲う柵等の設備もケージ等に含まれる。また、部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる。

<分離型と一体型の考え方>

分離型：飼養期間の長短によらず、基本的に満たす必要があるケージ等の基準。ケージ飼育等を想定した基準で、飼養期間が長期間にわたる場合は、この寝床や休息場所となる分離型のケージとは別に、一体型と同一以上の面積の運動スペースの設置が必要。

一体型：寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（おり・ケージ等）のタイプで、平飼い等が該当。平飼いをしていたとしても、一体型の基準を満たしていない場合、その平飼いの飼養設備は分離型と見なされ、別途運動スペースを設ける必要がある。

図表 2 ケージタイプのイメージ



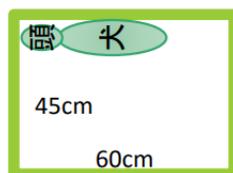
(1) 運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

- 犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
- 猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

図表 3 分離型ケージサイズのイメージ

運動スペース分離型のケージ等

タテ（体長の2倍以上）
×ヨコ（体長の1.5倍以上）



※犬の体長30cmの場合

<分離型の基準の考え方>

寝床や休息場所となるケージを想定した分離型のケージの大きさは、1頭あたりに必ず確保しなければならない広さを定める基準。日常的な動作として、ケージ内での方向転換、立ち上がる行動、猫の上下運動等のために必要な大きさが具体化されたもの。

親子等の複数個体を同一のケージ等で飼養する場合は、それぞれの個体に対して、分離型のケージ等における床面積を合計した広さが必要で、高さは最も体高が高い個体に対す

る2倍（犬）、3倍（猫）以上が必要。なお、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することも必要なこと、犬が社会性を有する動物であることなども踏まえ、複数個体を飼養することも想定して、一頭当たりの利用可能な面積を考慮して定めたものとしているが、同一ケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けなければならない。

＜飼養期間が長期間にわたる場合の運動スペースの設置＞

長期間にわたって飼養する場合は、走る等の運動ができるように、分離型のケージ等とは別に一体型と同一以上の運動スペースを設け、常時運動に利用可能な状態で維持管理されていることが必要である。荷物や家具等が置かれ、常時運動に利用可能な状態ではない部分などは面積から除外される。この運動スペースに、1日3時間以上出し、自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられている。

飼養期間が長期間にわたる場合は、長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる繁殖犬猫やペットショップで販売のために展示される犬猫、猫カフェ等の触れ合い施設で展示される犬猫等が該当する。一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態（ペットホテルにおける数日の預かりやペットサロンにおけるトリミングのための短時間の保管等）は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当せず、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必須ではない。

＜運動スペースの交代利用＞

運動スペースの確保は、常に運動できる一体型よりも広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する場合はあることの双方を総合的に考慮したものであるため、交代利用が否定されるものではない。しかし、夜間の休息を考慮し、展示時間は午前8時～午後8時となっていることを踏まえると、通常想定される人の手によってケージ間を移動させるような場合は、午前、昼、午後の1日3交代（各3時間以上）が限度と考えられる。例えば、個体サイズが同等の場合に、5頭分の運動スペースしかない場合、15頭を超えた数を飼養することはできないこととなる。

＜運動スペースの設置場所、管理方法＞

運動スペースは飼養施設のケージ等に含まれ、常時利用可能な状態で維持管理する義務がある。そのため、業の登録・届出において必要な権原を有し登録されている飼養施設以外の施設（外部のドッグラン、散歩で運動すること等）や、仕切り等で分離型と一体型を使い分けること（分離型として使用している間は、運動スペースとして使用できない場合等）は認められない。

設置場所は、屋内に限らないが、屋外であっても飼養設備としての基準（省令第2条第2項第4号ヲの遮光、風雨を遮る設備等）を満たす必要がある。

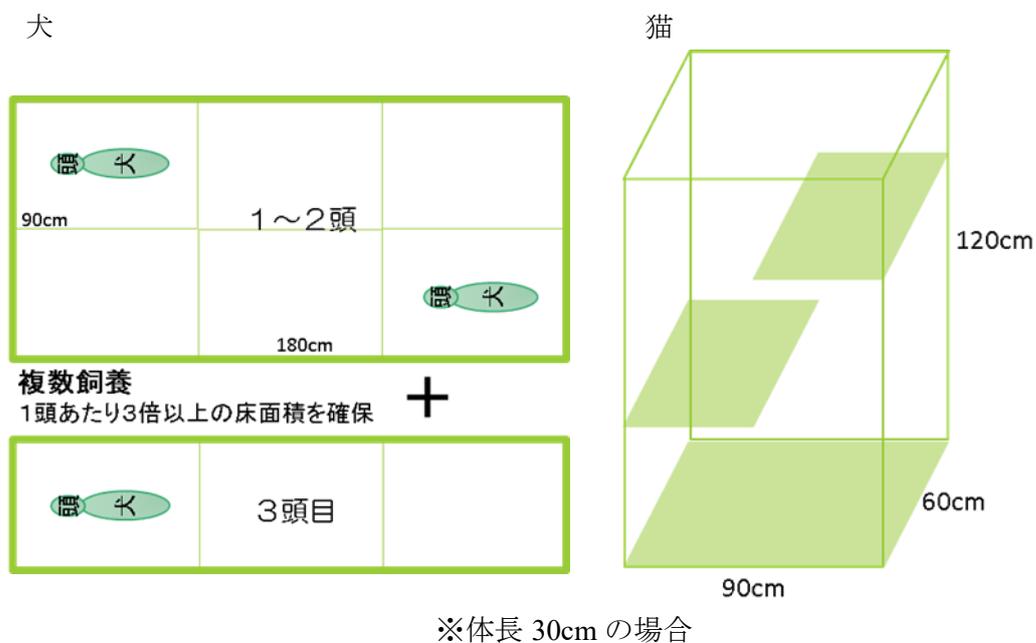
<移動販売やイベント販売におけるケージ等の基準の考え方>

移動販売やイベント販売においても、販売のために登録された飼養施設には、ケージ等の基準が適用される。移動を伴うイベント販売等であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、ケージ等の基準を満たす必要がある。

(2) 運動スペース一体型（平飼い等）の基準

- 犬：床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分）と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
※ 床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫：床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合：床面積（分離型ケージサイズの面積以上×頭数分）と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
※ 床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）。

図表 4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



＜一体型の基準の考え方＞

個体のサイズに応じた基準とするため、体長・体高に基づく分離型のケージサイズをベースとし、犬は走る等の自然な運動を行える広さ、猫は上下運動が可能な広さとしている。

複数飼養する場合は、運動スペースを共有できることから、1頭あたりはこの2分の1の床面積（犬は分離型の3倍、猫は分離型相当分の床面積）と、最も体高が高い個体に対する高さ（犬は体高の2倍、猫は体高の4倍以上）が基準となる。なお、1頭あたりは2分の1の床面積となるが、最も体長が長い個体に対して運動スペース床面積の基準（犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上）を満たしていることが必要である。

＜繁殖時の基準（面積の算出に含まれない子犬・子猫の考え方）＞

分離型の数倍（犬6倍、猫2倍）の広さで運動スペースが確保される一体型（平飼い飼育）に限定し、同一のケージ等内で親とその子犬・子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬・子猫はこれを頭数に含めないとしている。この場合、親1頭分の一体型の広さ（犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上）を確保することで基準を満たすが、親とその子犬・子猫のみを飼養する場合に限定され、親子以外の個体の同居は不可（同居していた場合にはこの繁殖時の基準が適用されないこと）となる。

これは、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することが必要なこと等を考慮したものであり、日齢（56日齢）等で子犬・子猫の範囲を一律に定めることによって、社会化のためにより長い期間を親と同一のケージ等で飼養するといった事業者の配慮を妨げないため、同一のケージ等で親と同居しているかどうかで判断されるものとなる。販売等のために親と離す段階では、それぞれの体長等に基づく、ケージ等の基準を満たす必要がある。なお、分離型の場合は、親と同居する場合であっても、子犬・子猫について1頭当たりのケージ等の規模を算定し、その合計面積を確保する必要がある。

(3) 分離型・一体型に共通する基準の考え方

＜猫の棚の条件＞

猫で設置が必要な棚について、ケージを用いる場合は、2段ケージ（分離型）、3段ケージ（一体型）を想定しているが、プレイルームタイプや部屋の場合では、キャットタワー等の棚を設置することを想定しており、そのような構造も基準を満たすものとなる。また、箱や台等で、内部と上面が利用できるような場合も、棚と見なせる。段ボールの使用については、具体的な構造や耐久性によるが、すぐに破損し棚が利用できない状態が発生するような場合は基準を満たしている状況とは言えないものとなる。また、個体が乗れないほど小さい面積、体重に対する強度がないものは、棚として利用できないため基準を満たすとは言えない。

＜ケージ内の設備について＞

分離型、一体型それぞれの基準の面積は、ケージ等の全体の大きさから算定するものであり、飼養に必要な設備（トイレや餌置き場等）を、面積から除外する趣旨ではない。一体型のスペース中に休息用のケージを置く場合については、ケージ等の全体が一体型としての基準を満たしていれば、自由な出入りが可能なケージ内の設備に対して、さらに分離型の基準が適用されるものではない。

＜子犬・子猫を飼養する場合＞

子犬・子猫の時点では、その個体の体長・体高に基づいたケージ等の基準を満たしていれば問題ないが、成長に伴ってケージ等の基準を満たさなくなる場合はその時点で基準違反となるため、成長を見越したケージ等を用意するか、成長に伴ってより大きなケージ等に移す等の対応が必要。

＜傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合について＞

ケージ等の基準は犬猫を飼養する場合に守らなければならないものであるため、基本的には基準を満たすことが必要だが、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的な判断が可能な場合は例外となる。

このうち、一時的かどうかについては、保管する期間とそこに置かれた個体に対するケージ等の広さ、個体の状態等に基づき総合的な判断が必要であるが、例えば、保管業のうち、トリミングのための数時間の一時預かりやペットホテルでの数日間の預かりは一時的なものと考えられる。一方、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合などは一時的とは考えられない。また、同じ数日間であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、一時的な場合には該当しない。ただし、販売業のうち、飼養施設がなく数時間に限って動物を保管する代理・取次ぎの場合は例外的に一時的な保管と考えられる。

また、傷病動物で安静が必要な場合や、出産前後等の特別な管理が必要な場合も、「特別な事情がある場合」に該当し、合理的な範囲で基準に定めたケージ等の規模が適用されない場合があり得る。

いずれの場合においても、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下におかれているものに限られる。そのため、例えば「広いケージに入れたら病気や感染症になってしまうかもしれない。」といった漠然とした理由を「特別な事情」と見なすことはできない（感染症等が発生しないように適切な衛生管理を行う事業者の義務である）。

<代表的な品種ごとのケージ等の具体的数値>

早見表は代表的な品種ごとの具体的数値を示したものであるが、体長体高の値は参考データを基に計算した平均値であり、各品種における全ての個体に当てはまるものではない。

図表 5 犬種ごとの標準的な体長・体高とケージサイズの早見表¹⁾ ※情報収集・整理中

品種	体長 (cm)	体高 (cm)	分離型			一体型 ²⁾ (分離型の運動スペース)			
			タテ (cm)	ヨコ (cm)	高さ (cm)	面積 (m ²)	例:タテ (cm)	例:ヨコ (cm)	高さ (cm)
ポメラニアン	16.5	16.5	33.0	24.8	33.0	0.5	99.0	49.5	33.0
チワワ	17.5	16.5	35.0	26.3	33.0	0.6	105.0	52.5	33.0
マルチーズ	21.5	21.5	43.0	32.3	43.0	0.8	129.0	64.5	43.0
ブリュッセルグリフォン	21.5	21.5	43.0	32.3	43.0	0.8	129.0	64.5	43.0
ミニチュアダックスフンド	24.5	14.0	49.0	36.8	28.0	1.1	147.0	73.5	28.0
パピヨン	25.5	24.0	51.0	38.3	48.0	1.2	153.0	76.5	48.0
狆	25.5	24.5	51.0	38.3	49.0	1.2	153.0	76.5	49.0
ウエストハイランドホワイトテリア	26.0	27.0	52.0	39.0	54.0	1.2	156.0	78.0	54.0
トイプードル	27.0	26.0	54.0	40.5	52.0	1.3	162.0	81.0	52.0
ノーフォーク・テリア	27.0	24.5	54.0	40.5	49.0	1.3	162.0	81.0	49.0
ボロニーズ	27.5	27.5	55.0	41.3	55.0	1.4	165.0	82.5	55.0
シーズー	28.0	25.5	56.0	42.0	51.0	1.4	168.0	84.0	51.0
スコティッシュテリア	28.5	26.0	57.0	42.8	52.0	1.5	171.0	85.5	52.0
ミニチュアピンシャー	29.5	28.0	59.0	44.3	56.0	1.6	177.0	88.5	56.0
ビションフリーゼ	29.5	27.0	59.0	44.3	54.0	1.6	177.0	88.5	54.0
ジャックラッセルテリア	30.5	27.5	61.0	45.8	55.0	1.7	183.0	91.5	55.0
チャイニーズ・クレステッド・ドッグ	30.5	29.0	61.0	45.8	58.0	1.7	183.0	91.5	58.0
フレンチブルドッグ	31.5	30.0	63.0	47.3	60.0	1.8	189.0	94.5	60.0
ペキニーズ	32.0	19.0	64.0	48.0	38.0	1.8	192.0	96.0	38.0
ミニチュアブルテリア	32.0	32.0	64.0	48.0	64.0	1.8	192.0	96.0	64.0
ミニチュアシュナウザー	33.0	33.0	66.0	49.5	66.0	2.0	198.0	99.0	66.0
キャバリア	33.5	32.0	67.0	50.3	64.0	2.0	201.0	100.5	64.0
イタリアングレーハウンド	37.0	35.5	74.0	55.5	71.0	2.5	222.0	111.0	71.0
日本スピッツ	37.5	34.0	75.0	56.3	68.0	2.5	225.0	112.5	68.0
スタンダードダックスフンド	38.0	21.5	76.0	57.0	43.0	2.6	228.0	114.0	43.0
イングリッシュコッカースパニエル	38.0	40.0	76.0	57.0	80.0	2.6	228.0	114.0	80.0
シェットランドシープドッグ	38.5	36.5	77.0	57.8	73.0	2.7	231.0	115.5	73.0
アメリカンコッカースパニエル	38.5	37.0	77.0	57.8	74.0	2.7	231.0	115.5	74.0

品種	体長 (cm)	体高 (cm)	分離型			一体型 ²⁾ (分離型の運動スペース)			
			タテ (cm)	ヨコ (cm)	高さ (cm)	面積 (m ²)	例:タテ (cm)	例:ヨコ (cm)	高さ (cm)
ウェルシュコーギーペンブローク	39.0	27.5	78.0	58.5	55.0	2.7	234.0	117.0	55.0
柴	42.0	38.0	84.0	63.0	76.0	3.2	252.0	126.0	76.0
チャウチャウ	49.0	49.0	98.0	73.5	98.0	4.3	294.0	147.0	98.0
甲斐	50.5	46.0	101.0	75.8	92.0	4.6	303.0	151.5	92.0
ウィペット	51.5	49.0	103.0	77.3	98.0	4.8	309.0	154.5	98.0
ボーダーコリー	54.0	51.5	108.0	81.0	103.0	5.2	324.0	162.0	103.0
オーストラリアンシェパード	54.5	52.0	109.0	81.8	104.0	5.3	327.0	163.5	104.0
サモエド	57.0	54.5	114.0	85.5	109.0	5.8	342.0	171.0	109.0
シベリアン・ハスキー	58.0	55.0	116.0	87.0	110.0	6.1	348.0	174.0	110.0
ボクサー	58.5	58.5	117.0	87.8	117.0	6.2	351.0	175.5	117.0
ラブラドル・レトリバー	60.0	57.0	120.0	90.0	114.0	6.5	360.0	180.0	114.0
フラットコートドレトリバー	62.0	59.0	124.0	93.0	118.0	6.9	372.0	186.0	118.0
ゴールデンレトリバー	62.0	57.0	124.0	93.0	114.0	6.9	372.0	186.0	114.0
ダルメシアン	62.5	56.5	125.0	93.8	113.0	7.0	375.0	187.5	113.0
サルーキ	64.5	64.5	129.0	96.8	129.0	7.5	387.0	193.5	129.0
アイリッシュセター	66.5	63.5	133.0	99.8	127.0	8.0	399.0	199.5	127.0
ジャーマンシェパード ドッグ	69.0	60.5	138.0	103.5	121.0	8.6	414.0	207.0	121.0
ワイマラナー	69.5	63.5	139.0	104.3	127.0	8.7	417.0	208.5	127.0
バーニーズマウンテン ドッグ	71.0	64.0	142.0	106.5	128.0	9.1	426.0	213.0	128.0
ホワイトスイス・シェパード ドッグ	71.5	59.5	143.0	107.3	119.0	9.2	429.0	214.5	119.0
ロットワイラー	71.5	62.0	143.0	107.3	124.0	9.2	429.0	214.5	124.0
秋田	71.5	65.0	143.0	107.3	130.0	9.2	429.0	214.5	130.0
ドーベルマン	72.0	67.0	144.0	108.0	134.0	9.3	432.0	216.0	134.0
ニューファンドランド	75.5	68.5	151.0	113.3	137.0	10.3	453.0	226.5	137.0
ボルゾイ	76.0	72.5	152.0	114.0	145.0	10.4	456.0	228.0	145.0
グレートピレニーズ	79.5	72.5	159.0	119.3	145.0	11.4	477.0	238.5	145.0
グレートデーン	82.5	78.5	165.0	123.8	157.0	12.3	495.0	247.5	157.0
セントバーナード	82.5	74.5	165.0	123.8	149.0	12.3	495.0	247.5	149.0

- 1) ここで示す体長、体高の値は、国際畜犬連盟とアメリカ・ケンネルクラブ (AKC) が公表しているデータを基に計算した平均値であり、各品種における全ての個体に当てはまるものではないことに留意する必要がある。
- 2) 一体型 (分離型の運動スペース) の基準は必要な面積を定めるものであり、タテヨコの長さは本表で示す数値以外の組み合わせでも可能である (本表ではタテを体長の6倍、ヨコを体長の3倍として計算した)。

図表 6 猫種ごとの標準的な体長・体高とケージサイズの早見表¹⁾ ※情報収集・整理中

品種	体長 (cm)	体高 (cm)	分離型			一体型 ²⁾ (分離型の運動スペース)			
			タテ (cm)	ヨコ (cm)	高さ (cm)	面積 (m ²)	例:タテ (cm)	例:ヨコ (cm)	高さ (cm)
シャム	32.5	25.5	65.0	48.8	76.5	0.6	97.5	65.0	102.0
アメリカン・ショートヘア	34.0	25.5	68.0	51.0	76.5	0.7	102.0	68.0	102.0
スコティッシュ・フォールド	38.5	25.5	77.0	57.8	76.5	0.9	115.5	77.0	102.0
ペルシャ	40.5	24.0	81.0	60.8	72.0	1.0	121.5	81.0	96.0

1) ここで示す体長体高の値は、日本ペットフード株式会社等が公表しているデータを基に計算した平均値であり、各品種における全ての個体に当てはまるものではないことに留意する必要がある。

2) 一体型（分離型の運動スペース）の基準は必要な面積を定めるものであり、タテヨコの長さは本表で示す数値以外の組み合わせでも可能である（本表ではタテを体長の3倍、ヨコを体長の2倍として計算した）。

■ケージ等及び訓練場の構造等の基準

・金網の床材としての使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

趣旨

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする必要があるため、床材やケージに着目し、使用できない材料や破損の状態が基準として規定されたもの。

チェックポイント

- 金網が使用されていないか。
 - ※ 犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
- 錆、割れ、破れ等の破損がないか。

解説

<床材について>

床材は、長期間飼養された場合等に肉球が傷むおそれがある金網の使用が禁止となる。ただし、太い網すのこを用いる場合や、金網の上にトレーを置く場合等、肉球が傷まないような管理がされている場合には、例外的に基準を満たすこととなる。これは、金網に接触して肉球が痛むことを防ぐ趣旨であり、構造自体が金網だったとしても、トレー、クッションやマット、寝床（）等によって肉球が金網に触れないように管理をしている場合に限定して例外としているもの。そのため、布がケージの一端に寄り、床材を覆っていない場合や、部分的にしかトレーが置かれておらず、個体の肉球に負担がある場合は、肉球が傷まないような管理とは言えない。また、一時的にトレー等が置かれていても、個体の肉球の状態としてケージ等に起因する傷害がある場合は、当該規定を満たしているとは言えない。

<ケージ等及び訓練場について>

ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものにしなければならない。なお、適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」には含まれない。

ほかにも、ケージ等及び訓練場は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であることが必要であり、耐水性がないため洗浄が容易でないなど衛生管理上支障がある材質を用いてはいけないこととなっている。また、動物の種類、習性、運動能力、頭数等に応じて、その逸走（脱走）を防止することができる構造及び強度であること、また動物によって容易に損壊されない構造及び強度であることが必要である。以上により、段ボール等の簡易的な設備をケージ等として使用することはできない。

また、床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていることと、底面はふん尿等が漏えいしない構造であることが義務付けられているので、不安定

な状態でケージ等が積み重ねてあったり、他の個体のケージ等にふん尿が漏えいするような状態があったりした場合は、基準違反となる。

◇ より理想的な飼養管理に向けて

- ケージ内に必要な設備、配置方法等の情報
- 施設、設備の管理方法
- 個体の状況にあわせた飼養管理方法(繁殖時、傷病時等の対応等)

必要な設備（寝る場所、隠れられる場所、トイレ、給水器）の設置や、その望ましい位置関係（トイレとえさ場は離すこと等）、個体が自由に場所を選択できること（エンリッチメントの観点）等に関する情報を追加予定。

2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員 1 人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、犬については 20 頭（うち繁殖犬は 15 頭）、猫については 30 頭（うち繁殖猫は 25 頭）とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合は別表に定める。

趣旨

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置する必要がある。

1 人当たりの飼養保管頭数が多くなると、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届かない傾向があるため、清掃や給餌、健康チェック等の作業及び運動やふれあい等の活動の実施等の適切な飼養保管を行う時間を確保する必要がある。

以上を踏まえ、犬・猫の飼養保管に従事する職員の数（以下「員数」という。）を、1 頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間をもとに具体化したもの。

チェックポイント

- 当該動物取扱業者が飼養施設において飼養保管を行う犬・猫（※繁殖引退犬猫を除く）の頭数は何頭か。このうち繁殖の用に供されている犬・猫の頭数は何頭か。
- 当該動物取扱業者の飼養施設において飼養保管に従事する員数（常勤換算後）は何名か。
- 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類が調製されているか。
- 算出した員数に対応する飼養保管頭数（※繁殖引退犬猫を除く）が上限を超えていないか。

解説

(1) 言葉の定義

<常勤、常勤の職員が勤務すべき時間数>

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していることをいうものである。したがって、ここでいう「常勤」に該当するかどうかは、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。

「常勤の従業者が勤務すべき時間数」は員数規定がおかれた主旨とその管理の点を踏まえ、週単位で考えることとし、労働基準法に定める法定労働時間（1 日 8 時間以内、1 週 40 時間以内）の制約内で事業者が決めるものである。他方、実際の雇用契約上の労働時間は事業者によって様々であるが、適切な飼養管理の為に必要な人員を配置し、規制全体の公平性を保つ観点から、員数を算出する場合に用いる「常勤の従業者が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である週 40 時間とすること。

＜常勤の職員以外の職員＞

「常勤の職員以外の職員」とは、「常勤の職員が勤務すべき時間数」未満の労働形態であり、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。「常勤の職員以外の職員」を員数計算上どのように組み込むかについては、「常勤の職員以外の職員」に該当する職員それぞれの勤務延時間数の総数（週単位）を「常勤の職員が勤務すべき時間数」（週 40 時間）で割った数値を員数として換算する。これを「常勤換算」と呼ぶ。

なお、「常勤換算」を行った際の数値に整数未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数値を員数とする。

＜1人当たりの飼養又は保管をする頭数＞

飼養保管頭数の上限は、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間から従業員1人当たりが管理できる頭数を算出し、これをもとに定める。繁殖を行う場合は、繁殖に関する管理作業が追加的に必要になることを考慮して、繁殖の用に供する犬・猫の頭数の上限は別に定めた。なお、この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。これは、産子数は予測不可能であるため、また、繁殖に関する管理作業に、子犬・子猫の世話に要する時間を含めているためである。さらに、親兄弟との同居により、社会化が促されることも考慮している。子犬・子猫については、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に含まれる。

「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。繁殖の用に供することをやめ、販売の用に供さない犬猫（以下「繁殖引退犬猫」という。）の頭数は、業として扱うものではないことから、1人当たりの飼養頭数には含まれない。なお、繁殖引退犬猫で員数規定から除外されるものは、当該動物取扱業者の飼養施設にいるものに限られる。

(2) 員数の計算方法について

＜複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱い＞

員数を計算する際は、飼養施設を伴う事業所の単位で見えていくこととなる。複数の事業所にまたがって業務に従事する職員は、複数の事業所全てにおいて員数1として計上することはできない。例えば、A事業所の常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の場合、A事業所のみで働く常勤職員の「一郎さん」は員数1として計上されるが、A事業所とB事業所とC事業所で働くエリア職の常勤職員の「次郎さん」は、A事業所において員数1とは計上できない。この場合、「次郎さん」は「常勤換算」の考え方を準用してA、B、Cの各事業所における勤務時間数を元に、各事業所における勤務時間を別々に扱い事業所単位で員数の数値を算出することとする。

なお、自治体による員数の確認に当たっては、事業者側は参考様式等の書面により、各事業所における員数規定の遵守状況を示す必要がある。

<同一事業所で販売業務や複数業務に従事する職員の扱い>

ペットショップ等、同一事業所において、職員が犬・猫の飼養保管業務のほか、販売業務等も兼務することが想定される。員数規定の計算の際、「接客のみに従事している販売員」は、動物の飼養又は保管に従事する従業者には含めない。

(3) 別表の読み方（犬と猫の両方を飼う場合）

犬及び猫の双方を飼養保管する場合の1人当たりの頭数の上限は別表で定められている。また、経過期間中における同様のケースの頭数の上限は附則別表第1及び第2で定められている。

別表の読み方については、前提として「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。備考にもあるとおり、犬・猫の頭数の組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限頭数の値となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の罫線上、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組み合わせの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、「犬の頭数」から先に着目したが、これを逆に「猫の頭数」から先に見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

本則別表 1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限の組合せ ①犬20頭、猫30頭			
区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数		
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
3		26	
4	3	25	21
		24	20
5	4	23	19
		22	18
6	5	21	17
		20	
7	6	19	16
		18	15
8	7	17	14
		16	13
9	8	15	11
		14	
①11	③8	②14	④12
		13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	
14	11	9	8
		8	
15	12	7	6
		6	5
16	13	5	4
		4	3
17	14	3	
18		14	2
	1		1

(4) 経過措置期間における対応

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業員の確保又は譲渡等による飼養保管頭数の削減を行う期間が必要なことから、段階的な経過措置を置くとともに、第二種動物取扱業者については、ブリーダー等の第一種動物取扱業者からの譲渡が増加する可能性があることに鑑み、本格適用時期を1年遅らせるものとなっている。

<経過措置の内容>

- 新規事業者は、令和3年6月1日から適用する。
 - 既存事業者は、適用開始(※)から段階的に5頭ずつ減らし、第一種動物取扱業者は令和6年6月1日、第二種動物取扱業者は令和7年6月1日から本格適用する。
- ※第一種動物取扱業者は令和4年6月1日、第二種動物取扱業者は令和5年6月1日に犬30頭(うち繁殖犬25頭)、猫40頭(うち繁殖猫35頭)の上限規制が適用開始。

図表 7 員数の規定に係る経過措置

第1種動物取扱業				第2種動物取扱業					
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫	施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)		R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)	R4.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)	R5.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)	R6.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
					R7.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

員数規定は段階的に施行されるが、施行時点において員数規定に違反している状態の場合、即勧告・命令の対象になることにも十分留意し、員数規定を遵守できるように動物取扱業者は計画的に準備を進めていく必要がある。

現状維持では施行日以降基準を遵守できないおそれのある動物取扱業者に対しては、新たな職員の確保や、手元の犬・猫について譲渡等を行うことにより、飼養管理頭数が員数規定の範囲内に収まるように早期の対応を促すため、自治体からも指導・助言等を行う必要がある。

◇ より理想的な飼養管理に向けて

員数規定は、適切な飼養管理を行う為には一定数の従業員を配置することが必要であるとの考えの下、必要と考えられる員数を具体的な数値で示したものである。よりよい動物の飼養管理の実現のためには、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をすることに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることも重要である。

これらは、販売等される犬猫は言うまでもなく、繁殖の用に供する犬猫についても、しつけ、トイレトレーニング等も含めた飼養管理を行うことで、適切な社会化を図り、繁殖を引退した後、一般家庭等への譲渡が進みやすくなることが期待される。繁殖引退犬猫の譲渡適性の向上は、その動物が家庭においてストレスなく適正に飼養されるうえで不可欠であり、また、動物取扱業の持続可能性の向上に資する取組のひとつとして重要である。

3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- ・飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- ・臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- ・自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

趣旨

犬猫の健康・安全の確保のためには、その品種、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。犬猫は、品種ごとに生理的特性等が異なる部分もあり、また、同じ品種であっても、年齢や疾患等の健康状態が異なる場合もあることから、品種だけでなく個体の状態に応じて、適切な温度・湿度の確保を行うことが必要となる。このように個体の状態に応じた適切な管理を促すため、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うことが義務付けられる。また、臭気等によって犬猫の飼養環境や、周辺的生活環境を損なわないよう清潔にすることが義務付けられる。自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、夜間に休息を確保するため、自然採光又は照明により日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理することが義務付けられる。

これらの環境の管理に関する事項は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしている。

チェックポイント

- 飼養施設に温度計、湿度計が備え付けられているか。
- 低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれ(震え、パンティング、開口呼吸等)がないか。
- 清潔が保たれ、環境を損なうような臭気がないか。
- 自然採光又は照明により、光環境が管理されているか。

解説

(1) 温度・湿度の管理の基準について

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

<低温・高温により健康に支障が生じる状態>

品種ごとに習性や生理が異なるだけでなく、温度や湿度等の環境への適応力も異なること

から、基準は、動物の健康に支障が出るおそれがある状態（低温時や高温時に動物に発現する状態）を禁止するものとなっている。図表8のような暑さ、寒さに対する犬猫の状態が生じるおそれがないようにする義務があり、このような状態が見られれば、基準違反となる。個体の状態をよく観察し、温度・湿度を調整する必要がある。また、登録申請、届出時において、空調設備の配置を確認することとなっており、屋外施設（運動場等）を除き、エアコン・換気扇等の空調設備の設置が必要である。

図表 8 暑さ、寒さに対する犬猫の状態

暑さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> 運動をしていないのにパンティング（ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる行為）をしていたり、呼吸が浅く早くなったりする よだれ、粘膜（歯肉や舌、結膜など）の充血やうっ血、頻脈 	<p>犬は暑い時、ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる（パンティング）、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、水をたくさん飲む等の行動をとって体温調節を行う。熱中症の初期症状として、パンティング、よだれ、粘膜（歯肉や舌、結膜など）の充血やうっ血、頻脈などがある。重篤化すると虚脱（ぐったりとして意識がない）、嘔吐、下痢、ふるえ、意識消失、けいれん発作、ARDS（急性呼吸促迫症候群）などを生じる場合もある。</p>
暑さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> 開口呼吸（猫は通常口を開けて呼吸しないため、そのような状態が見られたら危険） 呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん 	<p>猫は暑い時、日陰や涼しい場所に移動する、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、地肌をなめて体の表面を濡らして体温を蒸散させる、パンティングする等の行動をとって体温調節を行う。暑い部屋や車内に閉じ込められる等自由に涼しい場所に移動できない状況では熱中症のリスクがある。熱中症の症状として、呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん、意識混濁、意識喪失といった経過をたどって重症化する。</p>
寒さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> 体を小さく縮めたり、小刻みに震えたりする 	<p>犬は寒い時、体を小さく縮めたり、小刻みにブルブル震えたりして、体温の低下を抑える行動をとる。また、水の摂取量が減ることもある。</p>
寒さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> 体を丸めたり、震わせたりする 怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて体をふくらませる 	<p>猫は寒い時、丸くなったり、体を震わせたりする。また、怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて身体をふくらませるなどして体温の低下を抑える行動をとる。</p>

<温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理>

犬猫の品種や習性や個体ごとの身体的な特徴、年齢、疾病等の健康状態により必要な温度・湿度管理は異なるが、飼養施設に温度計と湿度計を備え付け、個体の状態に合わせた適正な管理を行う義務がある。一般的に、犬猫の飼養を行う場合は、20℃前後の温度が基本となるが、暑さに弱い個体（ダブルコート、短頭種の犬、肥満等）の場合、特に熱中症に注意し、

夏場はより涼しく保つ必要がある。逆に、寒さに弱い個体（シングルコート、幼齢、高齢等）の場合は、低体温を防ぐため、室温を高め設定する等の個体の状態に合わせた管理が必要。また、湿度は 50%前後が推奨されるが、温度・湿度ともに高い環境では熱中症になりやすいため、夏場に室温が高い場合は湿度を下げるように管理する等、季節変化や施設の状況も踏まえた管理が必要となる。

(適切な温度管理のための参考情報)

【寒冷・温暖地域に適した犬種の例】

寒冷・温暖地域に適した犬種の例として、図表 9 の品種が挙げられる。アラスカン・マラミュート、サモエド、シベリアン・ハスキー、セント・バーナード、チャウ・チャウ、秋田犬など寒い地域が原産の犬種は大型犬に多く寒さに強い傾向がある。このような犬種は下毛の生える「ダブルコート」という二重構造の被毛を持っていて冬は保温性があるが、夏の暑さには弱いため注意が必要である。他方、比較的暖かい地域で作出・改良されてきたマルチーズ、パピヨンなどは、上毛だけの「シングルコート」で、温暖地域に適した犬種とされている。こういった犬種は小型犬に多く寒さに弱い傾向がある。

図表 9 寒冷・温暖地域に適した犬種 (例)

寒冷地域に適した犬種 (例)	
犬種	特徴
アラスカン・マラミュート	極寒の北極地方で発展していった犬種。夏の暑さは苦手。 被毛：ダブルコート
サモエド	寒さに強いが日本の夏の暑さは苦手。 被毛：ダブルコート
シベリアン・ハスキー	シベリア北東にあるチェルスキー山脈が原産と言われ、寒さには強い反面、日本の夏の蒸し暑さには弱い。 被毛：ダブルコート
セント・バーナード	深い雪山の中で行方不明になった人を探し、大きな体で温めて人命を救う山岳救助犬としても活躍する。 被毛：ダブルコート
チャウ・チャウ	豊富な被毛により寒さには強いが、夏の暑さには弱い。 被毛：ダブルコート
秋田犬	冬の寒さには強いが、夏の暑さは苦手。 被毛：ダブルコート
温暖地域に適した犬種 (例)	
犬種	特徴
マルチーズ	長毛種で保温効果があるため、暑い日には熱がこもりやすい。被毛：シングルコート
パピヨン	長めの被毛を持つ。 被毛：シングルコート
ブルドッグ	短鼻犬で夏の暑さが苦手。被毛：ダブルコート
シー・ズー	短鼻犬で上毛と下毛の二層構造の毛を持つ。 被毛：ダブルコート
パグ	短鼻犬で暑さに弱い。

	被毛：ダブルコート
ボストン・テリア	短鼻犬で夏の暑さには弱い。 被毛：ダブルコート

出所：各種サイトを基に作成。

【体温調整が難しい犬の例】

身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。体温調節が困難な犬種として、鼻が低い短頭犬のブルドッグ、シー・ズー、パグ、ボストン・テリアなどが挙げられる。これらの犬は口腔の面積が狭く、呼吸がしづらいため唾液を気化して熱を逃すのが苦手である。成長途中の子犬、身体機能が低下している高齢犬、病気などで免疫力や体力が低下している犬は体温調節が困難な場合がある。また、肥満気味の犬は脂肪によって体内に熱がこもりやすく、首のまわりの脂肪によって呼吸機能が低下し、呼吸による体温調節が難しくなる。

【寒冷・温暖地域に適した猫種の例】

寒冷・温暖地域に適した猫種の例として、図表 10 の品種が挙げられる。一般的に猫は寒さに弱い動物と言われるが、サイベリアンやノルウェージャンフォレストキャットなど寒い地域が原産の猫は、比較的寒さに強いと言われており、いずれも毛が「ダブルコート」で密に生えており、体が大きく、寒さに耐えられる体に適応進化してきた猫種である。他方、シャム、ベンガルなどは特に寒さが苦手とされる。また、スフィンクスのようにほとんど被毛のない猫は、暑さにも寒さにも極めて耐性が低い。

図表 10 寒冷・温暖地域に適した猫種（例）

寒冷地域に適した猫種（例）	
猫種	特徴
サイベリアン	極寒のロシアの大自然の中を生き抜いてきた品種。分厚い被毛と大きな体を持つ。 被毛：長毛種。ダブルコート
ノルウェージャンフォレストキャット	寒さの厳しいノルウェー出身の猫で、寒さには強い反面日本の夏の暑さには弱い。 被毛：長毛種。ダブルコート
温暖地域に適した猫種（例）	
猫種	特徴
シャム	温暖地域出身の猫で、冬の寒さは苦手。 被毛：短毛種。シングルコート
ベンガル	短毛種で抜け毛が少ない。 被毛：短毛種。シングルコート
スフィンクス	被毛がほとんどない猫種のため、冬の寒さや直射日光が苦手。 被毛：無毛種。
ペルシャ	短頭種。熱中症に陥りやすい。 被毛：長毛種。ダブルコート

エキゾチック・ショートヘア	短頭種。熱中症に陥りやすい。 被毛：短毛種。ダブルコート
ヒマラヤン	短頭種で熱中症に陥りやすい。 被毛：長毛種。ダブルコート

出所：各種サイトを基に作成。

【体温調整が難しい猫の例】

身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。ペルシャ、エキゾチック・ショートヘア、ヒマラヤンなど鼻が短く前頭骨から後頭骨までの距離が短いという特徴を持つ短頭種は、特に熱中症に陥りやすい。成長途中の子猫、身体機能が低下している高齢猫、病気などで免疫力や体力が低下している猫は体温調節が困難な場合がある。また、肥満である場合も体温調整が難しい場合がある。

【被毛に関する情報】

- シングルコート：上毛だけの被毛で、温暖地域に適した品種で、寒さに弱い傾向がある。
- ダブルコート：上毛だけでなく下毛の生える二重構造の被毛で、冬場は保温性があるが、夏の暑さには弱い傾向がある。

代表的な品種の被毛の種類は以下のとおり。

■ シングルコート

犬種：トイ・プードル、チワワ、ヨークシャー・テリア、マルチーズ、パピヨン、ミニチュア・ピンシャー、イタリアン・グレーハウンド

猫種：ベンガル、アメリカン・カール、シンガプーラ、シャム

■ ダブルコート

犬種：チワワ、柴犬、ポメラニアン、ミニチュア・ダックスフンド、ミニチュア・シュナウザー、フレンチ・ブルドッグ、シー・ズー、カニンヘン・ダックスフンド、パグ、ゴールデン・レトリバー、ラブラドル・レトリバー、ウェルシュ・コーギー・ペンブローク、ジャック・ラッセル・テリア、キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル、ペキニーズ、ビション・フリーゼ、ビーグル、ボストン・テリア、ボーダー・コリー、シェットランド・シープドッグ、アメリカン・コッカー・スパニエル、秋田犬、シベリアン・ハスキー

猫種：スコティッシュ・フォールド、アメリカン・ショートヘア、マンチカン、日本猫（ジャパニーズ・ボブテイル）、ノルウェー・ジャンフォレストキャット、ロシアンブルー、ブリティッシュショートヘア、ラグドール、メイン・クーン、ペルシャ（チンチラ）、ソマリ、アビシニアン、アメリカン・カール、ペルシャ、スコティッシュ・フォールド・ロングヘア、ラガマフィン、エキゾチック・ショートヘア、サイベリアン、ヒマラヤン

注1：チワワはシングルコートとダブルコートが混在する。もともとはスムースコートかつシング

ルコートだったが、ロングコートのチワワを育種した結果、シングルコートとダブルコートが混在するようになったと考えられている。

注2：アメリカン・カールの被毛には「短毛種」と「長毛種」の2種類がある。短毛種はダブルコートが多く、長毛種はシングルコートか、短いアンダーコートが生えていることが多い。

(2) 臭気の基準について

- 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

<臭気によって環境を損なうことの禁止>

悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等にある。そのため、臭気は、排せつ物の適切な処理、施設の十分な清掃等の施設の管理状態の指標となり、環境を損なわないよう清潔を保つことが義務付けられる。例えば、アンモニア等の数値が悪臭防止法等に基づく基準値を超えているような場合等で、清潔が保たれていない状態であれば、飼養管理基準を満たしていないと見なされ指導の対象となるほか、数値自体がそれほど高くなかったとしても、飼養施設における衛生管理の状態を総合的に判断し、清潔が保たれていない状態や、生活環境が損なわれるような状態であれば、指導の対象となる。

<悪臭防止法について>

動物の糞尿から発生する臭気の原因である、アンモニア（し尿のような臭い）とメチルメルカプタン（腐った玉ネギのような臭い）は、悪臭防止法における「特定悪臭物質」に指定されている。悪臭防止法は都道府県や市が指定する規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められる。例えば、アンモニアであれば、図表 11 で示すように 1 ppm、2 ppm、5 ppm が臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

飼養施設においては、これらの数値を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保つ必要がある。

図表 11 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

(臭気強度)	臭気強度に対応する濃度(単位 ppm)		
	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

(出所)環境省「臭気対策行政ガイドブック」(平成 14 年4月)を参考に作成。

(参考) 悪臭防止法における「臭気強度」とは、悪臭防止法における規制基準を定めるための基本的な考え方(臭気強度表示法)により、においの程度を6段階に数値化したもの。

<臭気の測定について>

嗅覚は同じ環境にいと鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。

臭気（アンモニア）については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

1) 検知管

検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器（ガラス管）である。検知管には、測定対象の気体（この場合はアンモニア）に対する変色反応を示す薬剤（検知剤）が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。

気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。

検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない（使い捨てで使用する）。

2) ガス検知器

ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。

対象のガス（この場合はアンモニア）を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。

ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

(3) 日長変化に応じた光環境の管理の基準について

- 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。

<日長変化に応じた光環境の管理>

自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じた光環境を管理することが義務付けられるが、照明の時間を日の出と日の入り時刻に完全に一致させる必要があるという趣旨ではない。例えば、日没後に営業をする場合は、その分、早朝から明るくならないように管理をするなど、昼夜の長さに着目した管理を義務付け、夜間の休息の確保と照明による猫の人為的な発情促進による繁殖コントロールを防ぐものである。

(参考情報)

<日長変化（昼夜の長さの季節変化）の基礎情報>

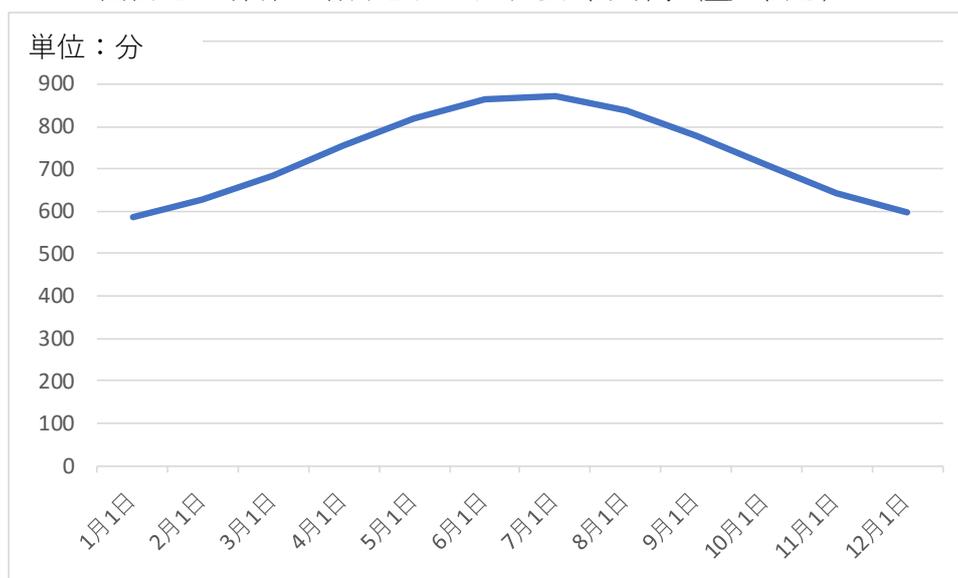
参考情報として図表 12 に東京の各月 1 日における日長時間（昼の長さ）を示す。これは日の出から日の入り時刻までの日長時間（昼の長さ）の推移を算出したものであり、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じた光環境の管理の目安となる。

図表 12 東京の各月 1 日における日長時間（昼の長さ）

日にち	日長時間（昼の長さ）
1月1日	9時間48分
2月1日	10時間27分
3月1日	11時間25分
4月1日	12時間35分
5月1日	13時間38分
6月1日	14時間25分
7月1日	14時間33分
8月1日	13時間58分
9月1日	12時間57分
10月1日	11時間50分
11月1日	10時間44分
12月1日	9時間57分

出所：日の出日の入りマップのデータより作成 (<https://hinode.pics/>)

図表 13 東京の各月 1 日における日長時間（昼の長さ）



出所：日の出日の入りマップのデータより作成 (<https://hinode.pics/>) (図表 12 を図示化)

4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- ・1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- ・繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

趣旨

犬猫の健康・安全を保持するためには、日常的な健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、定期的に健康状態を把握する必要がある。また、疾病や傷害があった場合には、速やかに獣医師による診療等の必要な処置を行うことが求められる。

そのため、健康状態を確認する方法として、獣医師による毎年1回以上の健康診断が義務付けられる。

また、繁殖個体は、雄雌ともに健康診断の際に、繁殖に係る項目（帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等）についても、診断を受けることが義務付けられる。これらの結果を記載した診断書は、5年間保存することも義務付けられる。

なお、改正法により獣医師の虐待通報が義務付けられたが、定期的に健康診断を実施することで、虐待が疑われるような状態である場合にも、獣医師による発見が可能になる。

チェックポイント

- 毎年1回以上健康診断が実施されているか。
- 繁殖個体は繁殖の適否の診断を受けているか。
- 健康診断の診断書が5年間分保存されているか。

解説

<健康診断の義務付けの対象となる個体の範囲>

健康診断の義務付けの対象は、1年以上継続して飼養を行う犬猫となる。繁殖に供する個体のみならず、販売のために1年以上飼養する個体、展示業（猫カフェ等）、貸出業（動物レンタル等）、譲受飼養業（老犬ホーム等）においても、1年以上飼養する個体は対象となる。

<健康診断に係る義務付けの内容>

健康診断は、毎年1回以上受診することが義務付けられる。

また、繁殖に供する個体は雌雄どちらも、健康診断の際に、引き続き繁殖が可能な健康状態にあるかどうかを判断するための診断を受けさせることも義務付けられる。

一般的な健康診断項目の例としては、図表14に示した項目が挙げられる。個体の年齢や基礎疾患の有無等の健康状態により、必要な検査項目は異なるため、獣医師に相談の上、その個体に合った内容の健康診断を受診すること。

図表 14 一般的な健康診断項目（例）

健康診断項目		目的
身体検査	体重測定	体重の増減を確認し、体重の増加による身体への負担や、過剰な体重減少による健康状態の悪化の有無を確認。
	視診	動物の外見を見ることで、耳・目・鼻・口や皮膚などにおける異常の有無を確認。
	触診	動物に触れることで、体の表面や骨格、関節の異常や、腹部等におけるしこりなどの有無、痛みの有無などを確認。
	聴診	聴診器で動物の胴体の音を聞くことで、心臓や呼吸器、腸の動き等の異常の有無を確認。
血液検査	血球検査	赤血球、白血球、血小板の状態から、炎症や貧血の有無を確認。
	血液生化学検査	腎臓、肝臓、膵臓、甲状腺、副腎等の臓器や器官のほか、脂質や血統、蛋白等の異常の有無を確認。
画像検査	レントゲン検査	心臓、肺、腹部の各臓器、骨の異常の有無等を確認。
	エコー検査	心臓の形状や血液の流れ、各臓器の形状の異常や、腫瘍の有無等を確認。
尿検査		尿の色、比重、pH、蛋白、糖、潜血や沈殿物の状態から、主に泌尿器系の異常の有無を確認。
糞便検査		寄生虫の有無、消化状態の異常の有無、細胞成分の排出の有無等を確認。

<獣医師による診断書の交付>

健康診断の診断書は5年間保存されている必要がある。獣医師法において、獣医師には診断書の交付の義務（獣医師法第19条）があり、それに基づく診断書等の交付を受けることを想定している。そのため、台帳等に記載するといった代替はできないものである。なお、診断書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処罰の対象となる。また、診断書は個体はその事業所にいるかどうかに関わらず（例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も）、診断を受けた日から5年間保存する義務があるが、その個体を飼養している間は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。

（参考）

獣医師法（昭和24年法律第186号）

（診断書の交付等）

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。）の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

（診療及び診断書等の交付の義務）

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、

これを拒んではならない。

- 2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◇ より理想的な飼養管理に向けて

- 疾病等を防止するための情報(日常的な健康管理、ワクチン等の情報)

以下のような情報を掲載予定(情報収集を進め、記載内容を整理していく予定)

(1) 疾病予防に必要なワクチンの種類と適切な接種頻度

疾病を予防するためには、適切なタイミングにワクチンを接種することが重要である。

ワクチンには、全ての動物が接種すべき「コアワクチン」と、感染リスクに応じて接種する「ノンコアワクチン」がある。

主なワクチンの種類と接種時期は、図表 15 に示すとおりである。接種にあたっては、それぞれのワクチンを組み合わせるとともに、個体の状態やリスクに合わせて接種時期が決まる。

図表 15 主なワクチンの種類と接種時期

動物の種類	コア/ノンコアの別		ワクチンの種類	接種時期
	コア	ノンコア		
犬	○	-	犬ジステンパー 犬パルボウイルス感染症 犬伝染性肝炎	・子犬では、6週齢～8週齢で接種を開始し、2～4週間間隔で16週齢以降まで接種。 ・その後、6カ月または1年後に再接種。(この再接種を「ブースター」という。) ・以降は、3年以上の間隔で追加接種。
	○	-	狂犬病	ブースターの後も、毎年の接種を法律で義務付け。
	-	○	レプトスピラ病 パラインフルエンザ感染症	ブースターの後も、毎年の接種を推奨。
猫	○	-	猫汎白血球減少症(猫のパルボウイルス感染症)	・子猫では、6週齢～8週齢で接種を開始し、2～4週間間隔で16週齢以降まで接種。 ・6カ月または1年後に再接種(ブースター)。 ・以降は、3年以上の間隔で追加接種を行う。
	○	-	猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症	ブースターの後は、 ・室内で1頭飼われているなど、感染症の危険の少ない低リスク群の猫では、3年に1回。 ・また、多頭飼育で、室内と屋外を行き来するような高リスク群の猫では、毎年の接種を推奨。
	-	○	猫免疫不全ウイルス感染症(猫エイズ) クラミドフィラ・フェリス感染症	ブースターの後も、毎年の接種を推奨。
	-	○	猫白血病ウイルス感染症	ブースターの後は、2～3年以上の間隔で追加接種。

(注) 上記の接種時期は、世界小動物獣医師会のワクチネーションガイドラインが推奨するもの。

(資料) (公財) 日本獣医学会ホームページを参考に作成。(https://www.jsvetsci.jp/10_Q&A/v20160527.html)

(2) 予防・駆除が必要な寄生虫と必要な処置

寄生虫は、動物の健康を損ねるだけでなく、人と動物の共通感染症を引き起こす場合もある。そのため、寄生虫の予防はもちろんのこと、寄生虫が発生した場合も、その早期発見・駆除が重要である。

また、ねずみ、はえ、蚊、のみ等の衛生動物は、寄生虫や感染症を媒介し、動物や人の健康被害を引き起こすおそれがあるため、動物を飼養・保管する施設においては、衛生動物の

発生及び侵入を防止することが必要である。発生や侵入を認めた場合は、速やかに駆除を行うことが動物の健康維持に必要である。図表 16 は犬猫の主な寄生虫とその症状、必要な処置を示したものである。

図表 16 主な寄生虫と必要な処置

寄生虫の種類		感染する動物		症状	必要な処置
		犬	猫		
内部寄生虫	犬糸状虫 (フィラリア症の原因)	●	○	咳、貧血、栄養低下、呼吸困難、失神、腹水貯留、心肥大、栓塞、皮下浮腫、臓器鬱血、死亡	・中間宿主となる蚊の駆除。 ・犬猫に対しては、蚊の活動時期に合わせた予防薬の投薬。
	イヌ回虫 ネコ回虫	●	●	多くは無症状 子イヌは下痢、腸閉塞、肺炎、気管支炎	糞便検査及び定期的な駆虫薬の投与。
	ウリザネ条虫症	●	●	無症状	中間宿主となるノミやハジラミの駆除。
外部寄生虫	イヌセンコウヒゼンダニ ショウセンコウヒゼンダニ (疥癬症の原因)	●	●	かゆみ、痂皮、皮膚の肥厚、脱毛	ヒゼンダニの駆除。

(注)○はまれに関連するもの。

(資料)環境省「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」(2007年3月)を参考に作成。

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/infection/guideline.pdf)

(3) かかりつけ獣医師の確保

動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感知した際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけの獣医師を確保することが必要である。

かかりつけ獣医師で定期的に健康診断を受診することにより、診断結果記録の継続的な保管が可能になり、個体の成長や健康状態の変遷を確認することができる。

また、かかりつけ獣医師が継続的に動物を診察・検査することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- ・犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- ・飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を目視によって観察すること。

趣旨

犬猫の展示・輸送にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。犬猫へのストレスを軽減するために展示中の休息や輸送後のアフターケア等に関して基準が具体化された。

展示に関しては、犬猫が自分の意志で、好きな時に休息ができる設備（人目を避け、隠れられるような設備）に自由に移動できることが重要なことから、原則としてこのような状態を確保することとし、それができない場合には、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間以内に少なくとも1回以上の休憩を取ることが義務付けられる。

輸送に関しては、輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の2日間の目視観察が義務付けられる。なお、これまでも販売又は貸出しについては2日間の目視が義務付けられており、同一事業者の施設間の輸送行為に着目して基準が新たに追加されたものである。

チェックポイント

いずれか☑

- 犬猫の展示において、休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されているか。
- 上記が困難な場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間（休息时间）を設けているか。
- 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察が行われたか。

解説

(1) 展示に関する基準

<休息できる設備に自由に移動できる状態とは>

「休息できる設備」とは、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、犬猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該犬猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。（平成28年5月24日付環自総発第1605241号の施行通知より）

例えば、猫カフェに設置される自由に出入りできる休息部屋のような設備が想定され、ペットショップにおいても、展示の区画を分けて、人目が避けられる環境に自由に移動でき

る状態を確保することが必要である。その状態が確保できない場合は以下のとおり、展示を行わない時間（休憩）を設けることが必要となる。

＜展示を行わない時間について＞

休息できる設備に自由に移動できる状態が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間（休息时间）を設けることが義務付けられる。つまり6時間以上連続した展示は禁止される。「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に移動させること等によって、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、休息等をさせている状態を確保していることを指す。例えば、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態であったり、たまたま来客がいない時間があったりしても、「展示を行わない時間を設ける」とはみなせない。なお、運動スペースが、展示を行わない場所に設置してあり、そこに移動させる場合は、「展示を行わない時間」と考えてよい。

＜展示を行わない時間（休息时间）の目安＞

個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なるが、通常のペットショップのような形態であれば、少なくとも30分～1時間程度は必要と考えられる。

＜バックヤードの扱い＞

バックヤードも飼養施設の一部であり、ケージ等の基準が適用されるため、そこに移動させて展示を行わない時間を設けることは可能である。ただし、段ボール等の簡易的な設備はケージ等の基準を満たさないため、そのような容器での飼養はできない。

＜展示の基準（休息时间等）の遵守状況の確認方法＞

立入検査等において、休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されているか、若しくは展示を行わないための休憩場所が使用できる状態で管理されているかといった状況から確認することが想定される。自治体による指導監督に当たって必要があれば、記録や報告を求めることも可能である。

(2) 輸送後の観察に関する基準

＜基準の対象＞

輸送された犬猫は、輸送先の飼養施設で輸送後2日間以上、下痢やおう吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察することが義務付けられる。飼養施設に輸送された犬猫が対象であるため、この義務は、輸送先の施設で事業を行う事業者（輸送により犬猫を受け入れた事業者等）に課される。また、飼養施設から別の飼養施設に輸送された場合がこの基準の輸送に該当する。これらにより、例えば、移動販売等を実施するのであれば、2日以上前に会場となる飼養施設に輸送し、観察をしてからでなければ販売ができないものである。

<2日間の考え方>

2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜0時前に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上とは認められない。

<観察を行う施設、設備について>

飼養施設に輸送された犬猫について、2日間以上の観察を義務付けるものであり、観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施する必要がある。そのため、飼養施設として登録されていない輸送設備（車両等）での観察は基準を満たさない。輸送後の観察を義務付けるものであり、観察を終了してからでなければ販売ができないものである。また、犬猫が展示される状態に置かれる場合は、展示の基準（休息等）を満たす必要がある。

<同一事業者における輸送や業者間取引について>

これまで販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の目視が義務付けられているが、同一事業者間における輸送時（店舗間移動等）に関しては規定されていないことを考慮し、基準が置かれたものであり、同一事業者における輸送や業者間取引についても飼養施設への輸送後2日間以上の観察が必要である。例えば、ペットショップ等のA支店からB支店への輸送においても、B支店で2日間以上目視による観察を行った上で販売しなければならない。

<観察中に異常（健康上の問題）が認められた場合の措置>

下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うことが必要となる。疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかった場合は、この規定に違反することとなる。

<輸送の方法・設備について>

輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること、十分な広さ及び空間を有したものであること、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つことが義務付けられている。また、輸送中は、動物の状態を目視等により確認できるよう、必要な設備や体制を確保すること、空調設備を備える等により、生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うことも必要である。動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること、衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じることも必要である。

◇ より理想的な飼養管理に向けて

➤ 展示や輸送を行う上での留意点や必要な設備に関する情報

以下のような情報を掲載予定（情報収集を進め、記載内容を整理していく予定）

(1) 展示について

長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも犬猫へのストレスとなる。

休憩場所には、新鮮な給水があり、クッションや毛布、おもちゃなどで自由に遊べたり、安心して眠れるような設備を備えること。

(2) 輸送について

犬猫は輸送時のストレスによりおう吐、よだれが出る、元気がなくなるなど、乗り物酔い状態になることがあるので、輸送による苦痛や疲労をできるだけ少なくするために、短時間で輸送できる手段を選択することが重要である。目的地までの所要時間をあらかじめよく計算し、最短距離での輸送経路を選択することが原則となる。また、長時間の輸送では、途中の給水等の必要性もあり、車両の振動等から受けるストレスを和らげるため、適切な休息時間を設けることも有効である。

また、輸送する前に、輸送する犬猫の健康状態やけがの有無を確認し、必要に応じて獣医師等と相談することが必要である。けが、病気、または体調を崩している場合など、輸送がストレスを与えると考えられる場合は輸送の対象から外すか、治療等のためやむを得ず輸送する場合には、獣医師等の指導を参考に、輸送時間や気象条件を考慮するなど、十分に注意して行うことが必要になる。

6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- ・犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・猫：雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ・犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

趣旨

繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、犬猫の繁殖生理の特徴（発情サイクルの違い等）に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理と、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせないことを義務付けるものである。

チェックポイント

- 交配を行う繁殖個体は6歳以下か（生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下か）。
- 犬の出産回数は6回を超えていないか。
- 交配・出産等の情報が繁殖実施状況記録台帳に記録され、5年間分保存されているか。
- 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書が5年間分保存されているか。
- 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖が行われているか（繁殖に適さない個体を繁殖に供していないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認）。

解説

<交配年齢上限と生涯出産回数について>

年齢の規定については、加齢により母体に負担がかかることを防ぐものであり、原則として交配終了年齢を6歳（満7歳未満）としている。例外的に生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳（満8歳未満）としているが、これは、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないように、例えば、若齢のうちに複数回繁殖させて、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってか

ら繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等を考慮したものである。

ただし、例外的に7歳以下まで交配が可能となる場合は、生涯出産回数の証明が必須であり、証明できない場合には、7歳になれば交配を行うことはできない。このため、基準に基づき記載が義務付けられている繁殖実施状況記録台帳に出産回数を正確に記録しておかなければならない。繁殖実施状況記録台帳により、台帳保存期間の5年より前に出産していた場合も累積の繁殖回数は確認できる。なお、台帳が記録されていなかった場合は、基準違反として対応することとなるが、このような事業者は、生涯出産回数の証明ができないため、7歳以下まで交配を可能とする規定は適用されない。

出産回数の規定について、犬は、季節繁殖動物ではなく、個体により6～10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、年齢だけでなく生涯出産回数6回までを基準としている。一方、猫は、季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能である等、繁殖能力が高い動物であるため、年齢を基本とする基準となっている。なお、「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止している。

<繁殖実施状況記録台帳>

基準の具体化に伴い繁殖実施状況記録台帳に以下の内容が追加された（図表17）。繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保存することが義務付けられているため、この参考様式として示した項目の内容が記録された台帳が5年間保存されている必要がある。なお、個体の診断書は、個体はその事業所にいるかどうかに関わらず（例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も）、診断を受けた日から保存が義務付けられるものであるため、5年間が保存義務となるが、その個体を飼養している間は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。

（追加内容）

- ・ 雌の交配時の年齢
- ・ 雌の生涯出産回数
- ・ 今後繁殖の用に供する可能性（繁殖に供することをやめた年月日）
- ・ 帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること

図表 17 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳												
第一種動物取扱業の種類 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 展示												
動物の種類												
交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
						健・否	健 康： 疾 病 等： 死 亡 等：	歳	回目	雌 有・無 ()	雄 有・無 ()	

備 考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（今回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

<帝王切開について>

帝王切開については、個体の健康・安全を守るために処置が必要な場合があること、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることを踏まえ、獣医師以外の帝王切開を禁止するとともに、出生証明書の交付と獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けし、不適切な帝王切開を防ぐものとなっている。これは、一律に回数や間隔を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮した基準であり、個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためである。例えば、1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖が禁止されることもあるため、繁殖を行う上では個体の状態をよく確認し、獣医師の診断内容に従う必要がある。

今後の繁殖の適否に関する診断について、例えば、帝王切開が必要な難産でも胎児失位の場合、次回は正常に分娩できることが多いが、先天的な産道狭窄や陣痛が来ない個体、癒着が起きている個体等で、次回も再び帝王切開となる可能性が高い場合に、個体の状態に応じて、今後の繁殖に適さないといった診断を受けることが想定されるものである。

帝王切開を行った場合は、獣医師から出生証明書と母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存することが必要である。出生証明書については、獣医師法に基づき、獣医師が自ら出産に立ち会った場合でなければ、交付できないものである。

<獣医師の診断・繁殖に適さない個体の繁殖禁止について>

繁殖個体等の1年以上飼養される個体は、雄雌ともに毎年1回の獣医師による健康診断において、繁殖の適否に関する診断を受けることが義務付けられる（4. 疾病等に関する基準

より)。年齢や出産回数にかかわらず、これらの診断結果に基づき、雌雄を問わず、繁殖に適さない個体の交配は認められない。また、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体（初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等）の交配も認められない。

また、犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けることとしている。ここで言う「獣医師等」の解釈は、診療自体は獣医師が実施するものであるが、動物看護師や繁殖の専門家等から助言を受けることも想定している。なお、診断を求める獣医師については、第三者であること等の所属まで限定するものではないが、適切なかかりつけ獣医師を確保しておくことが重要である。

<獣医師による出生証明書、診断書の交付>

獣医師法において、獣医師には出生証明書及び診断書の交付の義務（獣医師法第 19 条）があり、それに基づく診断書等の交付を受けることを想定している。そのため、台帳等に記載するといった代替はできないものである。なお、出産証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処罰の対象となる。

（参考）

獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）

（診断書の交付等）

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。）の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

（診療及び診断書等の交付の義務）

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

☆ より理想的な飼養管理に向けて

- 遺伝子疾患等に関する情報
- 繁殖生理（発情サイクル、初回発情等）に関する情報
- 個体に合わせた繁殖方法の考え方（個体の負担をかけないための配慮方法等）

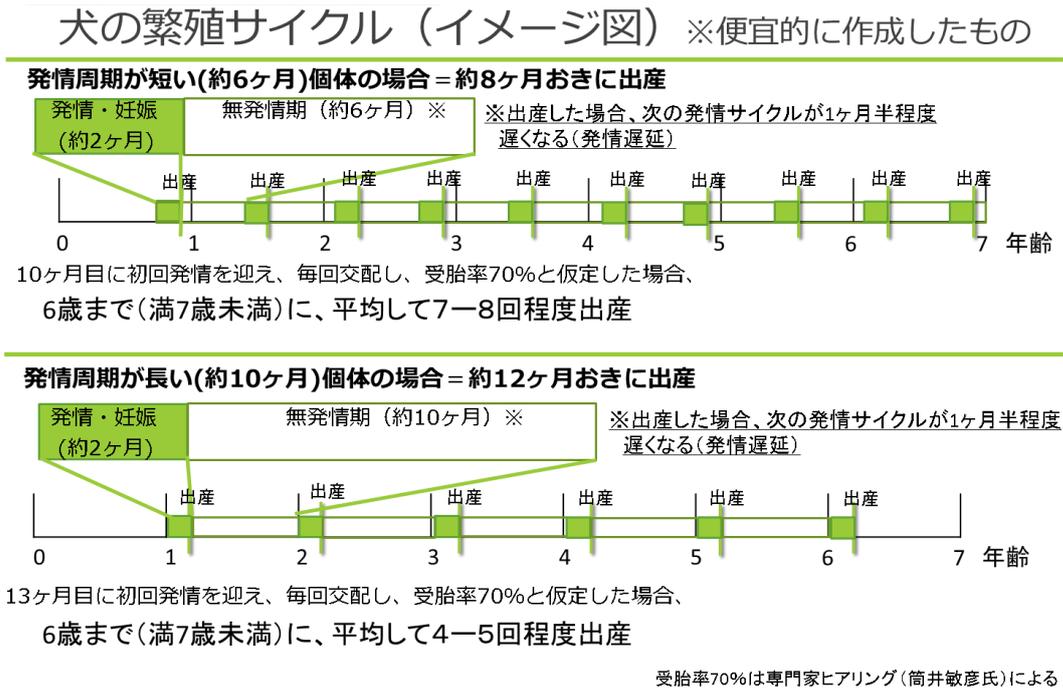
以下のような情報を掲載予定（情報収集を進め、記載内容を整理していく予定）

(1) 繁殖生理

犬は季節繁殖動物ではなく、温帯気候の日本では個体により6～10か月の間隔で発情を繰り返す。妊娠して子犬を出産して育てると、次のサイクルは子供を産まないサイクルよりも1.5ヵ月程度遅くなる。一般的に若いときに回数を多く出産させても母犬の健康状態に大きな問題とはならないが、犬種によっては難産で繁殖による母体への負担が大きいものあり、個体に合わせて無理のないように繁殖計画を立てて実施することが重要である。

猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度の出産が可能である。地域によるが、例えば東京で自然光だけで飼育すると1月末から8月末までが猫の繁殖シーズンとなる。猫はメラトニンの影響により日が長くなると発情するため、人工的な光によっても繁殖を促すことが可能であるが、通常のコイルを超えような繁殖はできない。猫は繁殖によるストレスが少ない動物と言われているが、計画的に繁殖を休ませる等、個体に負担がないような配慮が重要である。

図表 18 犬猫の繁殖サイクル（イメージ図）



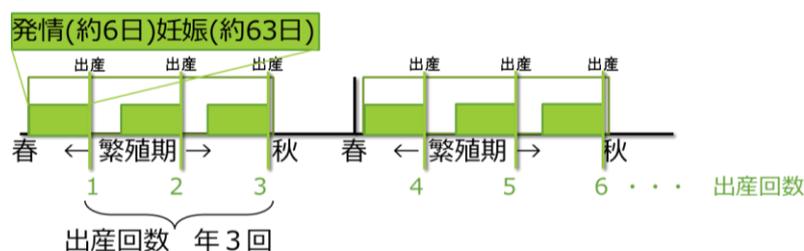
猫の繁殖サイクル（イメージ図） ※便宜的に作成したもの

<猫>

季節繁殖動物で自然光で飼育すると1～8月が繁殖季節。
妊娠しない限り、発情周期を繰り返す多発情動物。



妊娠した場合、離乳後約1週間～2ヶ月で発情が再開。



(2) 帝王切開について

難産など母体の健康・安全を守るために帝王切開が必要な場合があるが、帝王切開は回数
の多寡よりも不適切な処置が問題であることから、実施する場合は、適切なタイミングと手
技で獣医師によって実施することが必要である。

(3) 遺伝性疾患について

犬猫の繁殖では、遺伝性疾患の発現にも注意が必要である。現在のところ原因となる遺伝
子が十分に解読されていないものもあるため、遺伝性疾患を減らすには疾患の発症がない個
体同士を交配させることや、素因がないか等を確認して交配を行うことが重要である。

また、近親交配は似通った遺伝子同士がかけ合わされるため、遺伝性疾患が発生する危険
性がさらに高くなることから、近親交配は避けるようにするべきである。代表的な犬種・猫
種で発現しやすい遺伝性疾患は以下のとおり。

図表 19 代表的な遺伝性疾患の例（※情報収集・整理中）

犬種	代表的な遺伝性疾患
トイプードル	アレルギー性皮膚炎、僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、肺動脈狭窄症、門脈体循環短絡、気管虚脱、水頭症、若年性白内障、進行性網膜萎縮、流涙症、膝蓋骨脱臼、環軸関節不安定症、大腿骨頭壊死症、変性性脊髄症、甲状腺機能低下症、副腎皮質機能亢進症、無菌性結節性脂肪織炎、停留精巣、フォンウィルブランド病、GM2ガングリオシドーシス、ムコ多糖症
チワワ	僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、肺動脈狭窄症、気管虚脱、進行性網膜萎縮、乾性角結膜炎、膝蓋骨脱臼、環軸関節不安定症、大腿骨頭壊死症、停留精巣、水頭症

犬種	代表的な遺伝性疾患
柴犬	アレルギー性皮膚炎、外耳炎、若年性白内障、膝蓋骨脱臼、GM1 ガングリオシドーシス
ミニチュア・ダックスフンド	皮膚疾患（アレルギー性皮膚炎、パターン脱毛、耳介血管炎、若年性濃皮症など）、椎間板ヘルニア、環軸関節不安定症、骨形成不全症、僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、肺動脈狭窄症、進行性網膜萎縮、無菌性結節性脂肪織炎、甲状腺機能低下症、副腎皮質機能亢進症、停留精巣、神経セロイドリポフスチン症、ムコ多糖症
ポメラニアン	僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、気管虚脱、膝蓋骨脱臼、環軸関節不安定症、水頭症、停留精巣、流涙症、グリコーゲン貯蔵症
ヨークシャー・テリア	アレルギー性皮膚炎、僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、門脈体循環短絡、気管虚脱、膝蓋骨脱臼、大腿骨頭壊死症、環軸関節不安定症、若年性白内障、乾性角結膜炎、流涙症、副腎皮質機能亢進症、停留精巣、水頭症
ミニチュア・シュナウザー	アレルギー性皮膚炎、僧帽弁閉鎖不全症、若年性白内障、進行性網膜萎縮、尿石症、高脂血症、先天性筋緊張症
シー・ズー	皮膚炎（アレルギー性、脂漏性）、外耳炎、第三眼瞼腺脱出、乾性角結膜炎、流涙症、進行性網膜萎縮、僧帽弁閉鎖不全症、椎間板ヘルニア、膈ヘルニア、プレカリクレイン欠乏症
マルチーズ	アレルギー性皮膚炎、僧帽弁閉鎖不全症、動脈管開存症、気管虚脱、流涙症、膝蓋骨脱臼、停留精巣、水頭症、グリコーゲン貯蔵症

猫種	代表的な遺伝性疾患
スコティッシュ・フォールド	骨軟骨異形成症、多発性嚢胞腎症、肥大型心筋症
アメリカン・ショートヘア	肥大型心筋症、多発性嚢胞腎症
マンチカン	骨軟骨異形成症、多発性嚢胞腎症、肥大型心筋症
ブリティッシュ・ショートヘア	肥大型心筋症、多発性嚢胞腎症
ノルウェー・ジャンフォレストキャット	グリコーゲン貯蔵病（糖原病）、ピルビン酸キナーゼ欠損症、進行性網膜萎縮症
ベンガル	ピルビン酸キナーゼ欠損症、進行性網膜萎縮症
ラクドール	肥大型心筋症、進行性網膜萎縮症、ピルビン酸キナーゼ欠損症、ムコ多糖症
ロシアンブルー	尿路結石、結膜炎
メイン・クーン	肥大型心筋症、股関節形成不全、ピルビン酸キナーゼ欠損症、進行性網膜萎縮症、脊髄性筋萎縮症

7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ・運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- ・犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

趣旨

犬猫に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。特に、これらの適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するという観点から、アニマルベースメジャーの考え方を踏まえて、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の不適切な状態を直接的に禁止するものである。

また、特に犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼養が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化、人とのふれあい等の活動や、エンリッチメントの確保の観点から、動物の管理に係る基準を具体化したものとなっている。

チェックポイント

- 犬猫が以下の不適切な状態になっていないか（1つでも該当があれば違反）。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 清潔な給水が常時確保されているか。
- 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態が確保されているか。
- 毎日、散歩、遊具を用いた活動等の人との触れ合いが行われているか。

解説

<不適切な状態の直接的な禁止>

動物の行動や状態に着目して評価するというアニマルベースメジャーの考え方を踏まえ、個体の状態の指標（被毛や爪等の状態）を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にし

ておくことを禁止するものである。そのため、以下のいずれかの状態が確認された場合は、直ちに基準違反として、指導や勧告等の対象となる。さらに個体の状態によっては、法第 44 条で禁止する動物虐待に該当し、刑事罰の適用を受ける場合がある。

- ・被毛に糞尿等が固着した状態
- ・体表が毛玉で覆われた状態
- ・爪が異常に伸びている状態
- ・健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

<清潔な給水の常時確保>

犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、清潔な給水の確保が義務付けられる。獣医療行為（CT・MRI 検査等）のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合や、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等の一時的な保管については、例外となる。ただし、客観的にこのような事情が判断可能であり、適切な管理下におかれているものに限られるため、例えば「飲みすぎてお腹を壊す」「食器を倒し、水浸しにする」といった理由で例外とは認められない。

<運動スペース内での自由な運動の確保>

閉じ込め型の飼養を防ぐため、長期間分離型のケージ等で飼養する場合は、1 日 3 時間以上、運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられる。この 3 時間は連続する必要はなく、例えば、個体の状態に応じて、1 時間ずつ 3 回に分ける場合等も可能である。一方、飼養施設内に設置された運動スペースで自由に運動できる状態に置く基準であるため、飼養施設でない公園や散歩等における運動時間は含まれない。

怪我をして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的な判断が可能な場合は例外となるが、例えば、脱走するおそれがあるといった理由は、飼養施設自体に逸走防止が義務付けられているため、特別な事情とは言えないものである。

<散歩、遊具を用いた活動等の人との触れ合い>

犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼養が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化を促進するため、人との触れ合いを毎日行うことが義務付けられる。個体の状態に応じて必要な触れ合いの時間は異なると考えられるが、個体に合わせて、例えば、ハンドリング、ボール・ぬいぐるみ・猫じゃらし等の遊具を用いて犬猫と触れ合う活動等を実施することを想定している。

怪我をして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的な判断が可能な場合は例外となる。

◇ より理想的な飼養管理に向けて

- 個体に合わせた飼養管理方法(トリミング、ブラッシング、爪切りに関する情報等)
- 生態及び習性、エンリッチメントに配慮した飼養管理方法やそれに必要な設備等(隠れ場所、猫の爪研ぎ等)
- 運動、散歩、人との触れ合い等の実施方法、社会化に関する情報(ハンドリング、犬の散歩方法)
- 個体の状態の観察指標(ストレスに関連する行動(無気力、震え等)や、栄養状態の評価方法として用いられるボディコンディションスコアの考え方等)

以下のような情報を掲載予定(情報収集を進め、記載内容を整理していく予定)

(1) アニマルベースメジャー

動物が状態を判断する基本的な考え方の一つがアニマルベースメジャー (animal-based measure: ABM) である。アニマルベースメジャーは外部からの入力に対する動物の反応または動物への効果として定義され、動物の状態を評価するために活用できる。

(2) ネグレクト

動物虐待には、動物を殴る、蹴る等、身体に外傷が生じるまたは生じる恐れのある行為・暴力を加えることや心理的抑圧や恐怖を与えること、酷使といった積極的(意図的な)虐待だけでなく、やらなければならない行為をやらないこともある。これをネグレクトといい、健康管理をしないで放置することや病気を放置すること、世話をしないで放置することなどが含まれる。

(3) エンリッチメント

エンリッチメントとは、動物福祉の立場から動物の精神面に配慮し、飼養環境(施設、食物、遊具、社会など)を豊かにするよう工夫を加えるという考え方である。

犬猫の適正な飼養のためには、健康・安全の確保にとどまらず、生態や習性に応じた豊かな環境づくりに努め、本来の習性に近い行動が発現できるようにすることが求められる。

人との関わりや触れ合いに加え、餌の与え方の工夫や好奇心を持つ遊び道具等によって様々な刺激を与えられるようにすることが望ましい。

(4) 適切な触れ合いや運動の内容

犬の散歩や、遊具(例えば、ボール型やぬいぐるみ型おもちゃ、猫じゃらしなど)を用いて犬猫と遊ぶこと、ハンドリング等の触れ合い活動により犬猫の好奇心を刺激したり、ストレスを発散したりすることが重要である。犬猫の適正な体重や運動量は種類や個体によって異なるが、運動の欲求を満たすとともに、運動不足にならないよう適切に運動を実施することが必要である。

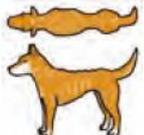
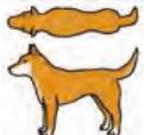
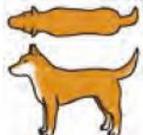
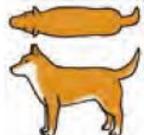
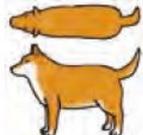
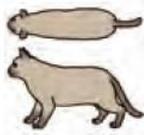
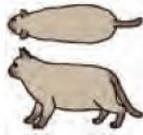
(5) 適切な給餌・給水

給餌・給水は犬猫を飼養する最低条件で、それぞれの個体に合った配慮が必要である。毎日新鮮な餌が食べられるようにすることはもちろん、衛生的に安全なものを準備するとともに、餌や給水器具を清潔に保つようにする。

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア (BCS) がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型 (特に脂肪の付き具合) を 5 段階で評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。痩せていたり、肥満であったりする場合は、餌の量や運動量を調整し、理想体重に近づけることが、犬猫の健康を維持するために重要である。

図表 20 犬や猫のボディコンディションスコア (BCS) と体型

犬や猫のボディコンディションスコア (BCS) と体型 ※この表ではBCSが3の時の体重を理想体重としています。

BCS 1	BCS 2	BCS 3	BCS 4	BCS 5
痩せ	やや痩せ	理想体重	やや肥満	肥満
 <p>肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。触っても脂肪が分からない。腰のくびれと腹部の吊り上がりが顕著。</p>	 <p>肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは顕著で、腹部の吊り上がりも明確。</p>	 <p>過剰な脂肪の沈着なしに、肋骨が触れる。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれが見られる。横から見て腹部の吊り上がりが見られる。</p>	 <p>脂肪の沈着はやや多いが、肋骨は触れる。上から見て腰のくびれは見られるが、顕著ではない。腹部の吊り上がりはやや見られる。</p>	 <p>厚い脂肪におおわれて肋骨が容易に触れない。腰椎や尾根部にも脂肪が沈着。腰のくびれはないか、ほとんど見られない。腹部の吊り上がりは見られないか、むしろ垂れ下がっている。</p>
 <p>肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。首が細く、上から見て腰が深くくびれている。横から見て腹部の吊り上がりが顕著。脇腹のひだには脂肪がないか、ひだ自体がない。</p>	 <p>背骨と肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは最小。横から見て腹部の吊り上がりはわずか。</p>	 <p>肋骨は触れるが、見ることはできない。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれがわずかに見られる。横から見て腹部の吊り上がり、脇腹にひだがある。</p>	 <p>肋骨の上に脂肪がわずかに沈着するが、肋骨は容易に触れる。横から見て腹部の吊り上がりはやや丸くなり、脇腹は窪んでいる。脇腹のひだは適量の脂肪で垂れ下がり、歩くと揺れるのに気づく。</p>	 <p>肋骨や背骨は厚い脂肪におおわれて容易に触れない。横から見て腹部の吊り上がりは丸く、上から見て腰のくびれはほとんど見られない。脇腹のひだが自立し、歩くと盛んに揺れる。</p>